

BLACKROCK®

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託
「クラスA受益証券(米ドル建て)」「クラスA受益証券(豪ドル建て)」「
「クラスA受益証券(円建て)」

運用報告書(全体版)

作成対象期間：第15期(2024年2月1日～2025年1月31日)

管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)は、このたび、第15期(以下「当期」ということがあります。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告いたします。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ポートフォリオの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託(米ドル建て／豪ドル建て／円建て)
信託期間	ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されています。なお、ポートフォリオは、2010年8月20日に運用が開始されました。
運用方針	ポートフォリオは、トータル・リターンの最大化を追求します。
主要投資対象	(ポートフォリオ) ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンド(以下「投資対象ファンド」または「BGF-GAF」といいます。)のクラスX投資証券 (投資対象ファンド) 全世界の民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券
ポートフォリオの運用方法	(ポートフォリオ) ポートフォリオは、投資目的を追求する上で、投資対象ファンドのクラスX投資証券に、「フィーダー・ファンド」として投資します。 ポートフォリオは、ファンド・オブ・ファンズの形態で運用されます。 (投資対象ファンド) 投資対象ファンドは、トータル・リターンの最大化を追求します。投資対象ファンドは、全世界的に、民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券に、規定された制限なく投資します。通常の市況において、投資対象ファンドは、総資産の少なくとも70%を民間企業および政府系発行体の証券に投資します。投資対象ファンドは、通常、投資顧問会社により、過小評価されていると判断される証券へ投資することを目指します。また、投資対象ファンドは、小規模会社および新興成長企業の株式に投資することができます。投資対象ファンドは、債務証券への投資部分の一部をハイ・イールド固定利付の譲渡性のある証券に投資することもできます。通貨エクスポージャーは柔軟に管理されます。 投資対象ファンドは、ストック・コネクトを通じて投資することにより中国に直接投資することができるストック・コネクト・ファンドです。また、投資対象ファンドは、国外投資者アクセス制度、ボンド・コネクトおよび／またはその時点で関連規則により許容されるその他の方法により、中国インターバンク債券市場において中国本土に流通する中国オンショア債券に直接投資することができるCIBMファンドです。投資対象ファンドは、合計でその総資産の20%を上限として、ストック・コネクト、国外投資者アクセス制度および／またはボンド・コネクトを通じて中国に投資することができます。 投資目的の一環として、投資対象ファンドは、総資産の20%を上限として、投資適格格付か否かに関わらず、資産担保証券(以下「ABS」といいます。)および不動産担保証券(以下「MBS」といいます。)に投資することができます。これらには、資産担保コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、モーゲージ担保証券、商業用不動産ローン担保証券、クレジットリンク債、不動産ローン投資コンデュイット、住宅ローン担保証券およびシンセティック債務担保証券を含むことがあります。ABSおよびMBSの原資産は、ローン、リースまたは債権(ABSの場合にはクレジットカードの負債、自動車ローンおよび学生ローン、MBSの場合には規制および認可された金融機関に帰属する商業ローンおよび住宅ローン等)を含むことがあります。投資対象ファンドが投資するABSおよびMBSは、投資者へのリターンを高めるためにレバレッジを利用することができます。特定のABSは、直接証券に投資することなく様々な発行体の証券のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップまたはデリバティブのバスケットといったデリバティブを利用して構築されることがあります。 投資対象ファンドの偶発転換社債へのエクスポージャーは、総資産の20%を上限とします。投資対象ファンドのディストレスト証券へのエクスポージャーは、総資産の10%を上限とします。投資対象ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがあります。

主な投資制限	①ポートフォリオは、証券の空売りを行うことができず、またはショート・ポジションを維持することができません。 ②ポートフォリオは、原則として、ポートフォリオの純資産価額の10%(時価基準によります。)を超えて借入れを行うことができません。 ③管理会社が複数の投資信託またはポートフォリオを運用する場合、管理会社は、すべての当該投資信託またはポートフォリオのために、全体において、一発行会社の議決権総数の15%を超えて当該発行会社の株式に投資を行いません。 ④ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%(時価基準によります。)を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券または非上場株式に投資を行うことができません。 ⑤ポートフォリオが日本で募集される場合、一発行体から派生する株式、債券およびデリバティブへのエクスポージャーは、原則として、それぞれポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならず、また、上記のエクスポージャーの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはなりません。 なお、ポートフォリオは、デリバティブ取引等を行っていません。ただし、投資対象ファンドにおいては、デリバティブ取引等を行っています。
分配方針	ポートフォリオについては、分配金の支払は予定されていません。

目次

	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等	1
II. 運用実績	4
III. 純資産額計算書	14
IV. ファンドの経理状況	15
V. お知らせ	38

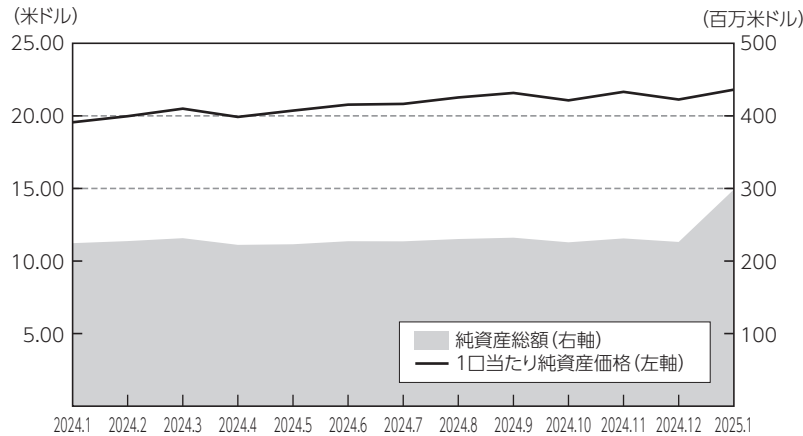
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円、1豪ドル=92.58円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

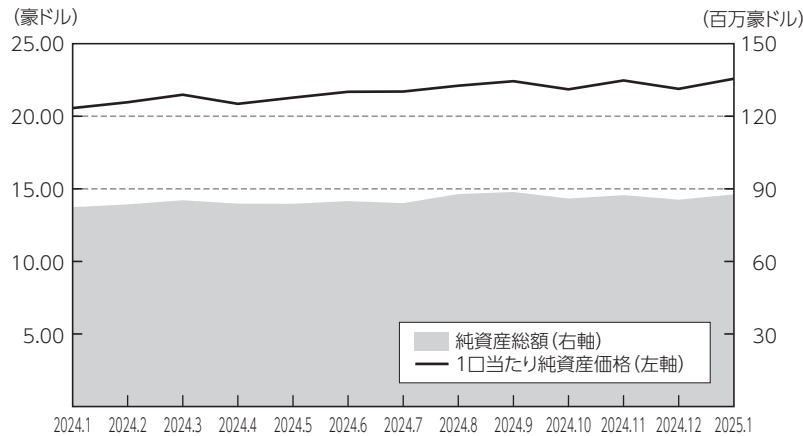
(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

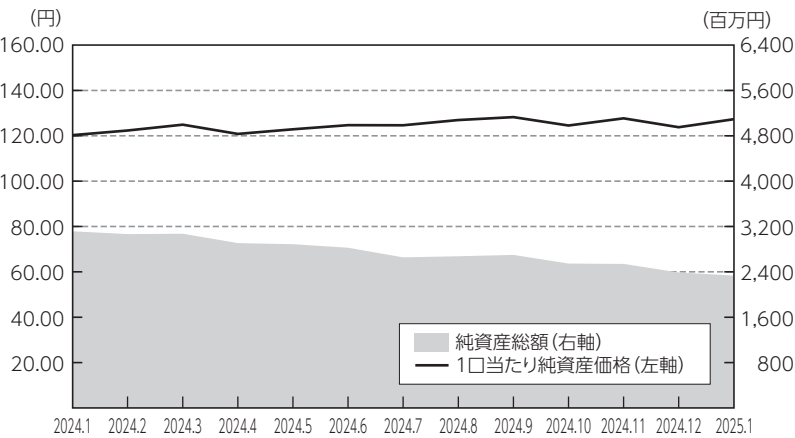
クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)



第14期末の1口当たり純資産価格：	
クラスA受益証券(米ドル建て)	19.56米ドル
クラスA受益証券(豪ドル建て)	20.56豪ドル
クラスA受益証券(円建て)	120.26円
第15期末の1口当たり純資産価格：	
クラスA受益証券(米ドル建て)	21.80米ドル (分配なし)
クラスA受益証券(豪ドル建て)	22.58豪ドル (分配なし)
クラスA受益証券(円建て)	127.28円 (分配なし)
騰落率：	
クラスA受益証券(米ドル建て)	11.45%
クラスA受益証券(豪ドル建て)	9.82%
クラスA受益証券(円建て)	5.84%

(注1) ポートフォリオは分配を行わない方針であるため、分配金再投資1口当たり純資産価格は記載していません。
(注2) 騰落率は、受益証券1口当たり純資産価格に基づき計算しています。
(注3) ポートフォリオの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
(注4) ポートフォリオにベンチマークは設定されていません。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

ポートフォリオは、当期を通じて11.45%の上昇となり、11.47%上昇した参照指数に概ね連動しました。ポートフォリオは、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンドのクラスX投資証券に、「フィーダー・ファンド」として投資しています。グローバル・アロケーション・ファンド内では、強い消費者需要に支えられた米国の経済成長は堅調を維持し、二桁台前半の企業収益成長が見込まれる環境下で、名目GDP成長率は一桁台中盤となると考えています。投資顧問会社は、米国経済に対しては前向きな見方をしていますが、2025年の株式市場は2024年よりも変動が大きくなると予想しています。株式では、キャッシュフローを生み出す長期的成長企業へのオーバーウェイトを維持しています。これは、規制緩和の恩恵を受ける可能性のある金融セクターや、米国の消費者の強さを背景にした一般消費財セクターにおける景気循環株のエクスポージャーとバランスを取っています。債券では、金利感応度に対するエクスポージャーを引き続き戦術的に管理しています。米国金利については、主にイールドカーブの短期から中期部分にエクスポージャーの大部分を維持し、長期部分のエクスポージャーは限定的です。米国債以外では、名目利回りが依然として魅力的で、株式のポジションを増強する魅力的な水準の絶対収益の獲得が可能となっています。これらの結果として、ポートフォリオの債券エクスポージャーの大部分は、引き続き社債および証券化資産に分散されています。リスクを考慮したファンドの運用方針に沿って、デリバティブ、現金、金、ビットコイン、外国為替ポジション等、様々なポートフォリオ・ヘッジへのエクスポージャーを保有しています。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

世界の株式市場は、中央銀行がついに利下げを行い、企業の収益報告でも近年のマクロ経済上の課題が業績に悪影響を与えた形跡がほとんど見られなかったため、2025年1月31日までの12か月間で概ね好調でした。テクノロジー企業、特に人工知能(以下「AI」といいます。)関連企業は特に大きく上昇しました。一方で、当期の大半を通じて中東での戦争がセンチメントを圧迫し、また米国および欧州における政治情勢の不確実性も同様に影響を与えました。

西側諸国のインフレ率は引き続き概ね低下しましたが、必ずしも中央銀行が期待したほど迅速または円滑な低下ではありませんでした。米国では、消費者物価のインフレ率が2025年1月までの12か月間で3.0%を記録しており、米国連邦準備制度理事会当局者は、トランプ大統領の経済政策および国際貿易に対する対応が物価上昇を招く場合、2025年における利下げのペースが鈍化する可能性があるかと警告しました。

2025年1月31日までの12か月の期間は好調に始まりしました。2024年2月には、米国、欧州およびアジアの多数の指数が、米国の大手テクノロジー企業による四半期決算発表を受け、過去最高値を記録しました。これは、AIが企業の収益性に与える潜在的な変革効果および経済全体の成長に対する大きな期待感が反映されたものでした。2024年前半における利下げに対する期待の後退および中東での戦争拡大への不安の再燃を受けて、世界の株式市場は4月に下落しました。しかしながら、その翌月の米国連邦準備制度理事会当局者による、夏に金融政策が緩和される可能性を示唆する発言が株価の回復を後押ししました。

6月、フランスのエマニュエル・マクロン大統領が議会の解散総選挙の実施を発表したという報道を受け、パリ証券取引所および他の欧州の証券取引所は大きく下落しました。英国の投資家は、7月の総選挙で労働党が圧勝したことを広く歓迎しました。同党は成長重視の政策を推進し、英国における政治的状況がより安定することが期待されました。

米国および英国における差し迫った利下げ観測の高まりを受け、7月には小型株が上昇しました。数か月にわたって好調だった主要なテクノロジー銘柄は、投資家が経済に対するAIの潜在的な影響力に対する市場の熱狂が過剰ではないかという疑念を持ち始めたことで、同月中には後退しました。

8月初旬、米国で公表された製造業および雇用に関するデータが予想を下回ったことを受けて、景気後退への懸念が高まり、株価が大幅に下落しました。しかし、同月末までには市場は損失の大半を回復し、その後のデータから、これらの数値が幾分か例外的なものであったことが示されました。9月には、米国連邦準備制度理事会および欧州中央銀行が2024年に入って2度目となる利下げを実施したことで、さらなる上昇が見られました。サウジアラビアが非公式に設定していた1バレル100米ドルの目標を撤回するとの憶測を受けて原油価格が下落し、インフレの再加速への懸念を和らげました。

2024年11月の米国大統領選挙でドナルド・トランプ氏が勝利し、投資家が減税や米国におけるより好ましい規制環境を期待したことで、ウォール街およびその他の世界の株式市場は大きく上昇しました。しかしながら、トランプ氏が中国、メキシコ、カナダ、および場合によっては欧州連合に対して関税を課す計画を発表したことにより、年末年始には株価の乱高下が見られました。2025年1月には、中国のAI企業が、米国の大手企業が開発した類似のソフトウェアよりもはるかに低コストかつ少ない計算能力で大規模言語モデルを開発したという報道を受け、世界の最大手テクノロジー企業の株式が大きく売られました。

当期中、中国はより低迷した状況が続き、同国のパンデミック後の回復は依然として不均一でした。2024年上旬、中国の投資家および企業のセンチメントは、不動産セクターの安定性および成長低迷への懸念による影響を大きく受けました。しかしながら、9月末に発表された広範な新たな財政刺激策は投資家から好意的に受け止められ、中国の株式市場は急騰しました。日本の株式市場は12か月間で上昇し、特に春および夏に大幅に上昇しました。しかしながら、日本株は、日本銀行がさらなる利上げを行うのではないかと投資家の懸念が広がったことから、その後下落しました。

利下げ観測により、2024年4月から10月にかけて世界の債券利回りは低下し、価格は上昇しました（債券利回りは価格とは逆向きに動きます。）。しかし、米国および英国の国債利回りは、両国の経済政策により2025年以降のインフレ圧力が高まるとの予測から、年末にかけて上昇しました。10年物米国債の利回りは、2024年9月には3.6%まで低下していましたが、2025年1月末には4.6%となりました。

■ポートフォリオについて

以下は、投資対象ファンドに関する報告です。
当期、引き続き地域、銘柄、資産配分等に運用制限を設けず、世界各国の魅力的と判断される銘柄に分散投資を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券等の主な銘柄については、後記「Ⅳ. ファンドの経理状況」の「(3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

今後も引き続き、投資方針に従って、ポートフォリオの運用を行う方針です。

(2) 費用の明細

項 目	項目の概要	
年間管理報酬	0.75%	約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
年間販売報酬	0.70%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。
年間代行協会員報酬	0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用(当期)	0.14%	保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料、運営に関するすべての費用(税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)を含みます。)、ルクセンブルグの年次税および所有する有価証券等の取引関連手数料等として支払われました。

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている純資産総額に対する料率を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をポートフォリオの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、ポートフォリオが組み入れている投資対象ファンドの費用を含みません。

Ⅱ．運用実績

(１) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2025年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	376,528,284.21	101.24
投資資産合計		376,528,284.21	101.24
現金およびその他の資産（負債控除後）		－4,620,590.57	－1.24
合計（純資産総額）		371,907,693.64 (約53,506百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

(２) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2025年5月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	ルクセンブルグ	投資証券	2,701,234.49	97.62	263,691,558.82	112.01	302,565,275.11	81.35
2.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	ルクセンブルグ	投資証券	3,154,674.36	17.20	54,254,398.82	18.60	58,687,251.59	15.78
3.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	ルクセンブルグ	投資証券	1,483,386.27	12.64	18,754,398.86	10.30	15,275,757.51	4.11

<参考情報>

B G F－G A F の組入株式上位10銘柄

(2025年5月末日現在)

順位	銘柄	投資比率 ^(注1) (%)	順位	銘柄	投資比率 ^(注1) (%)
1	MICROSOFT CORP	2.5	6	ALPHABET INC CLASS C	1.2
2	NVIDIA CORP	2.2	7	ELI LILLY	1.0
3	AMAZON COM INC	1.7	8	BROADCOM INC	0.9
4	APPLE INC	1.5	9	COSTCO WHOLESALE CORP	0.9
5	META PLATFORMS INC CLASS A	1.2	10	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	0.8

(注1) 投資比率とは、B G F－G A Fの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 株式以外の組入銘柄については、B G F－G A Fにより開示されていないため、本書に記載することができない。

② 投資不動産物件

該当事項なし(2025年5月末日現在)。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2025年5月末日現在)。

(3) 運用実績

以下は、クラスA受益証券（米ドル建て）、クラスA受益証券（豪ドル建て）およびクラスA受益証券（円建て）に関する運用実績である。クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）は、2010年8月20日から、クラスA受益証券（円建て）は、2016年8月17日から運用を開始した。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

① 純資産の推移

下記の各会計年度末および当期中の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度末 (2016年1月末日)	316,958,633.62	45,600,838,619	12.38	1,781
第7会計年度末 (2017年1月末日)	289,263,321.67	41,616,314,089	13.60	1,957
第8会計年度末 (2018年1月末日)	296,696,326.17	42,685,700,446	15.70	2,259
第9会計年度末 (2019年1月末日)	245,792,863.19	35,362,219,227	14.50	2,086
第10会計年度末 (2020年1月末日)	200,862,883.23	28,898,143,010	16.29	2,344
第11会計年度末 (2021年1月末日)	230,686,748.08	33,188,902,446	19.46	2,800
第12会計年度末 (2022年1月末日)	315,101,134.19	45,333,600,176	19.57	2,816
第13会計年度末 (2023年1月末日)	232,545,854.51	33,456,372,088	18.07	2,600
第14会計年度末 (2024年1月末日)	224,574,787.80	32,309,574,721	19.56	2,814
第15会計年度末 (2025年1月末日)	298,618,733.98	42,962,277,258	21.80	3,136
2024年2月末日	227,377,379.10	32,712,783,531	19.97	2,873
3月末日	231,424,067.50	33,294,980,591	20.49	2,948
4月末日	222,132,916.20	31,958,262,654	19.92	2,866
5月末日	223,094,105.10	32,096,548,901	20.36	2,929
6月末日	227,136,059.42	32,678,064,869	20.77	2,988
7月末日	227,015,879.78	32,660,774,624	20.82	2,995
8月末日	230,297,122.98	33,132,847,083	21.26	3,059
9月末日	232,079,264.76	33,389,243,821	21.57	3,103
10月末日	225,734,051.86	32,476,358,041	21.06	3,030
11月末日	231,012,992.24	33,235,839,194	21.65	3,115
12月末日	226,188,396.05	32,541,724,540	21.12	3,039
2025年1月末日	298,618,733.98	42,962,277,258	21.80	3,136

クラスA受益証券（豪ドル建て）

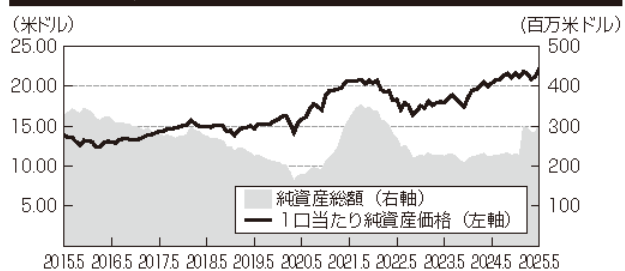
	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2016年1月末日)	61,980,569.52	5,738,161,126	14.04	1,300
第7会計年度末 (2017年1月末日)	80,466,681.28	7,449,605,353	15.59	1,443
第8会計年度末 (2018年1月末日)	108,743,816.21	10,067,502,505	18.05	1,671
第9会計年度末 (2019年1月末日)	111,599,069.46	10,331,841,851	16.56	1,533
第10会計年度末 (2020年1月末日)	100,896,132.24	9,340,963,923	18.37	1,701
第11会計年度末 (2021年1月末日)	100,599,384.67	9,313,491,033	21.46	1,987
第12会計年度末 (2022年1月末日)	110,389,573.88	10,219,866,750	21.42	1,983
第13会計年度末 (2023年1月末日)	82,169,918.26	7,607,291,033	19.38	1,794
第14会計年度末 (2024年1月末日)	82,395,961.53	7,628,218,118	20.56	1,903
第15会計年度末 (2025年1月末日)	87,686,427.51	8,118,009,459	22.58	2,090
2024年2月末日	83,534,010.76	7,733,578,716	20.96	1,940
3月末日	85,261,590.66	7,893,518,063	21.48	1,989
4月末日	83,869,843.83	7,764,670,142	20.85	1,930
5月末日	83,821,630.46	7,760,206,548	21.28	1,970
6月末日	84,940,126.09	7,863,756,873	21.68	2,007
7月末日	84,065,629.91	7,782,796,017	21.70	2,009
8月末日	87,851,312.48	8,133,274,509	22.10	2,046
9月末日	88,689,607.73	8,210,883,884	22.41	2,075
10月末日	85,951,939.37	7,957,430,547	21.85	2,023
11月末日	87,363,254.74	8,088,090,124	22.46	2,079
12月末日	85,499,495.53	7,915,543,296	21.88	2,026
2025年1月末日	87,686,427.51	8,118,009,459	22.58	2,090

クラスA受益証券（円建て）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第7会計年度末 (2017年1月末日)	698,776,280.91	100.18
第8会計年度末 (2018年1月末日)	3,782,919,157.89	113.49
第9会計年度末 (2019年1月末日)	4,071,752,805.59	102.05
第10会計年度末 (2020年1月末日)	1,950,230,774.29	111.61
第11会計年度末 (2021年1月末日)	2,177,118,682.41	132.21
第12会計年度末 (2022年1月末日)	4,808,224,321.00	132.49
第13会計年度末 (2023年1月末日)	3,758,712,296.65	118.23
第14会計年度末 (2024年1月末日)	3,115,728,701.19	120.26
第15会計年度末 (2025年1月末日)	2,333,081,578.78	127.28
2024年2月末日	3,066,055,683.18	122.31
3月末日	3,071,859,098.95	124.89
4月末日	2,905,162,150.18	120.79
5月末日	2,886,222,076.60	122.83
6月末日	2,825,465,727.80	124.67
7月末日	2,655,784,361.69	124.60
8月末日	2,674,225,304.18	126.89
9月末日	2,697,757,130.18	128.22
10月末日	2,544,736,848.61	124.48
11月末日	2,539,360,160.87	127.67
12月末日	2,389,291,985.41	123.73
2025年1月末日	2,333,081,578.78	127.28

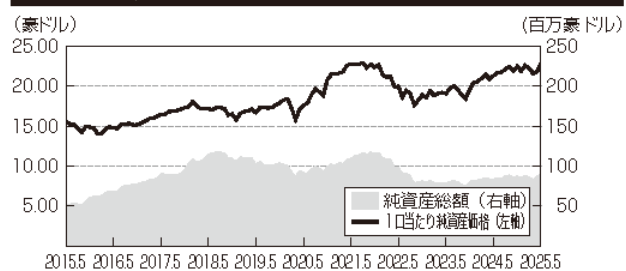
<参考情報>

クラスA受益証券(米ドル建て)



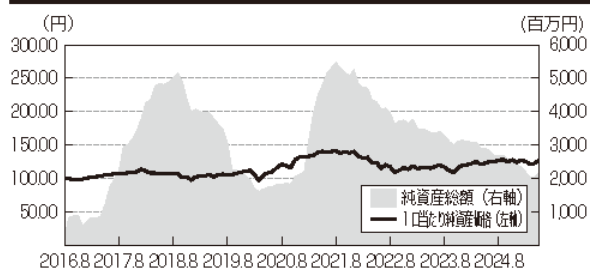
※2015年5月末から2025年5月末まで月末ベース

クラスA受益証券(豪ドル建て)



※2015年5月末から2025年5月末まで月末ベース

クラスA受益証券(円建て)



※2016年8月末から2025年5月末まで月末ベース

② 分配の推移
該当事項なし。

③ 収益率の推移
下記の各会計年度における収益率は、以下のとおりである。

	収益率（％）（注）		
	クラスA受益証券 （米ドル建て）	クラスA受益証券 （豪ドル建て）	クラスA受益証券 （円建て）
第6会計年度	－6.57	－5.20	－
第7会計年度	9.85	11.04	0.18
第8会計年度	15.44	15.78	13.29
第9会計年度	－7.64	－8.25	－10.08
第10会計年度	12.34	10.93	9.37
第11会計年度	19.46	16.82	18.46
第12会計年度	0.57	－0.19	0.21
第13会計年度	－7.66	－9.52	－10.76
第14会計年度	8.25	6.09	1.72
第15会計年度	11.45	9.82	5.84

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

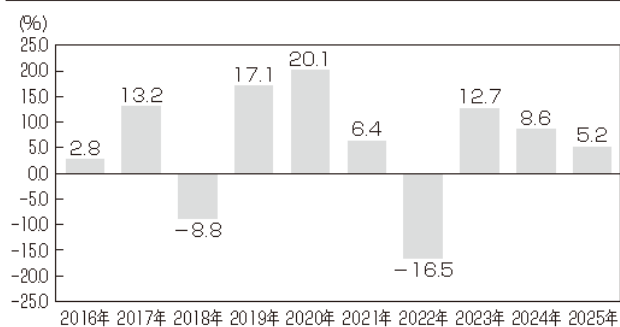
a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）

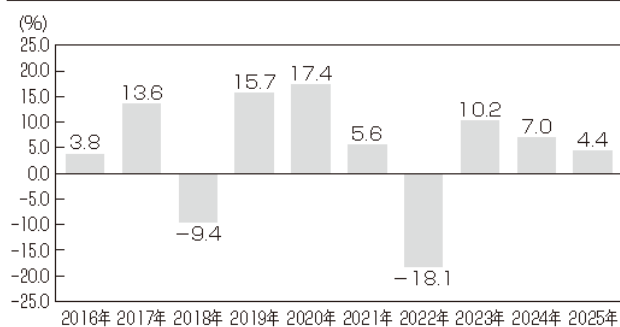
ただし、クラスA受益証券（円建て）の第7会計年度については、当初募集価格（100円）とする。

<参考情報>

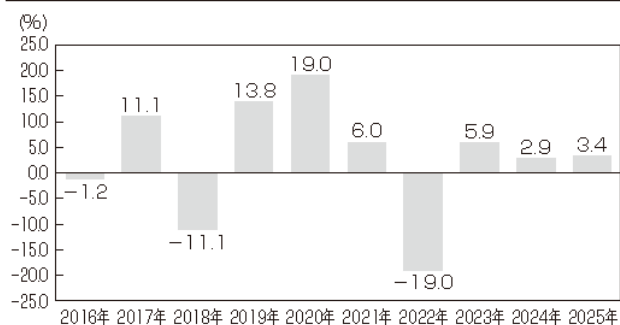
クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の1口当たり純資産価格 (当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格 (分配金落ちベース)。ただし、クラスA受益証券 (円建て) の2016年については、当初募集価格 (100円) とする。

(注2) クラスA受益証券 (円建て) の2016年については8月17日から年末までの収益率を記載している。また、2025年については年初から5月末日までの収益率を記載している。

※ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4) 販売及び買戻しの実績

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	9,545,857 (9,539,810)	6,218,319 (6,211,658)	25,606,740 (25,602,861)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	2,106,804 (2,106,804)	964,696 (964,696)	4,414,548 (4,414,548)
第7会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	2,907,061 (2,907,061)	7,246,085 (7,242,206)	21,267,716 (21,267,716)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	1,852,137 (1,852,137)	1,105,740 (1,105,740)	5,160,945 (5,160,945)
	クラスA受益証券 (円建て)	10,706,132 (10,031,717)	3,730,721 (3,057,336)	6,975,411 (6,974,381)
第8会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	15,450,896 (15,450,896)	17,822,349 (17,822,349)	18,896,263 (18,896,263)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	3,504,291 (3,504,291)	2,641,139 (2,641,139)	6,024,097 (6,024,097)
	クラスA受益証券 (円建て)	41,066,602 (41,066,602)	14,709,545 (14,709,544)	33,332,468 (33,331,438)
第9会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	1,963,320 (1,963,320)	3,913,804 (3,913,804)	16,945,779 (16,945,779)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	1,950,930 (1,950,930)	1,235,892 (1,235,892)	6,739,135 (6,739,135)
	クラスA受益証券 (円建て)	18,528,514 (18,528,514)	11,961,604 (11,961,604)	39,899,378 (39,898,348)
第10会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	169,100 (169,100)	4,786,134 (4,786,134)	12,328,745 (12,328,745)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	598,127 (598,127)	1,844,872 (1,844,872)	5,492,390 (5,492,390)
	クラスA受益証券 (円建て)	600,126 (600,126)	23,025,711 (23,025,711)	17,473,793 (17,472,763)
第11会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	1,630,038 (1,630,038)	2,105,475 (2,105,475)	11,853,308 (11,853,308)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	1,101,178 (1,101,178)	1,904,906 (1,904,906)	4,688,662 (4,688,662)
	クラスA受益証券 (円建て)	4,430,720 (4,430,720)	5,437,260 (5,437,260)	16,467,253 (16,466,223)
第12会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	6,909,046 (6,909,046)	2,659,520 (2,659,520)	16,102,834 (16,102,834)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	1,401,357 (1,401,357)	935,368 (935,368)	5,154,651 (5,154,651)
	クラスA受益証券 (円建て)	26,783,756 (26,783,756)	6,959,731 (6,959,731)	36,291,278 (36,290,248)

	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	359,303 (359,303)	3,595,899 (3,595,899)	12,866,238 (12,866,238)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	101,771 (101,771)	1,017,368 (1,017,368)	4,239,054 (4,239,054)
	クラスA受益証券 (円建て)	2,100,195 (2,100,195)	6,601,121 (6,601,121)	31,790,352 (31,789,322)
第14会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	266,227 (266,227)	1,699,232 (1,699,232)	11,433,233 (11,433,233)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	210,800 (210,800)	442,535 (442,535)	4,007,319 (4,007,319)
	クラスA受益証券 (円建て)	764,789 (764,789)	6,647,711 (6,646,681)	25,907,431 (25,907,431)
第15会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	3,355,292 (109,435)	1,133,098 (532,689)	13,655,427 (11,009,979)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	329,620 (62,293)	455,154 (336,261)	3,881,785 (3,733,351)
	クラスA受益証券 (円建て)	1,057,038 (1,057,038)	8,634,853 (8,634,853)	18,329,616 (18,329,616)

(注1) クラスA受益証券(円建て)は、2016年8月1日より販売された。

(注2) () の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

(注3) 上記の各数値は、小数点以下を四捨五入して記載している。そのため、ある会計年度の発行済口数が、販売口数および買戻口数ならびに直前の会計年度の発行済口数に基づき算出される数値と必ずしも一致しない場合がある。

(注4) 第7会計年度のクラスA受益証券(円建て)の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

(注5) 第8会計年度については、本邦内と本邦外の口座間で行われた受益証券の振替を販売および買戻しの各口数に反映した数値を記載している。そのため、これを反映していないファンドの財務書類に記載された数値とは異なっている。

(注6) 第14会計年度以降については、決済日を基準として算出された数値であり、会計年度末時点において未決済の取引に関する受益証券の口数が算入されていない。そのため、取引日を基準として算出された、ファンドの財務書類に記載された数値とは異なっている。

Ⅲ．純資産額計算書

(2025年1月末日現在)

		米ドル (ⅣおよびⅤを除く)	千円 (ⅣおよびⅤを除く)
Ⅰ 資産総額		371,123,049	53,393,473
Ⅱ 負債総額		2,897,595	416,877
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ－Ⅱ)		368,225,454	52,976,596
Ⅳ 発行済口数	クラスA受益証券 (米ドル建て)	13,696,922口	
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	3,882,738口	
	クラスA受益証券 (円建て)	18,329,616口	
Ⅴ 1口当たり純資産価格	クラスA受益証券 (米ドル建て)	21.80米ドル	3,136円
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	22.58豪ドル	2,090円
	クラスA受益証券 (円建て)	127.28円	—

(注) 上記の表における各数値は、ファンドの財務書類に記載された数値に基づいており、本書中の他の部分において記載されている数値と一致しない場合がある。

IV. ファンドの経理状況

- a. 本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル及び豪ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年5月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル=143.87円及び1豪ドル=92.58円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

(1) 貸借対照表

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
純資産計算書
2025年1月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオー原価		298,859,318	42,996,890
未実現利益		72,105,373	10,373,800
有価証券ポートフォリオー時価	2(a)	370,964,691	53,370,690
銀行預金	2(a)	140	20
投資売却未収入金	2(a)	154,072	22,166
ファンド受益証券販売未収入金	2(a)	3,200	460
その他の資産	2(a)	946	136
資産合計		371,123,049	53,393,473
負債			
当座借越	2(a)	200,857	28,897
投資購入未払金	2(a)	739	106
ファンド受益証券買戻未払金	2(a)	182,762	26,294
未払費用及びその他の負債	2(a), 4, 5, 6, 7, 8	2,513,237	361,579
負債合計		2,897,595	416,877
純資産合計		368,225,454	52,976,596

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
3年間の純資産価額の要約
2025年1月31日現在

	2025年1月31日現在		2024年1月31日現在		2023年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	368,225,454	52,976,596	300,340,270	43,209,955	319,251,840	45,930,762
1口当たり純資産額：						
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	21.80	3,136	19.56	2,814	18.07	2,600
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券 (豪ドル建)	22.58	2,090	20.56	1,903	19.38	1,794
		(円)		(円)		(円)
クラスA無分配型受益証券 (日本円建)		127.28		120.26		118.23

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 損益計算書

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
損益計算書及び純資産変動計算書
2025年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		300,340,270	43,209,955
費用			
銀行支払利息	2(c)	1,469	211
管理報酬	4	2,271,670	326,825
販売報酬	4	2,271,670	326,825
事務管理報酬	6	159,693	22,975
監査報酬	7	11,569	1,664
弁護士報酬		123,789	17,810
印刷費及びその他の報告費用		41,608	5,986
管理調整報酬	5	75,722	10,894
保管報酬	8	26,343	3,790
名義書換事務代行報酬		60,899	8,762
その他の報酬		14,873	2,140
費用合計		5,059,305	727,882
投資純損失		(5,059,305)	(727,882)
投資実現利得	2(a), 2(b)	8,985,870	1,292,797
投資実現損失	2(a), 2(b)	(101,176)	(14,556)
実現純損失：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(3,398,149)	(488,892)
当期実現純利得		5,486,545	789,349

(続く)

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		23,158,628	3,331,832
投資未実現損失の変動		2,613,670	376,029
未実現利益の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	46	7
当期の未実現利益の純変動		25,772,344	3,707,867
営業活動による純資産の増加		26,199,584	3,769,334
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額	2(h)	78,685,727	11,320,516
受益証券の買戻による正味支払額	2(h)	(37,000,127)	(5,323,208)
受益証券の増減による純資産の増加		41,685,600	5,997,307
期末純資産		368,225,454	52,976,596

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
発行済受益証券変動計算書
2025年1月31日に終了した年度

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA無分配型受益証券	11,481,837	3,355,547	1,140,462	13,696,922
クラスA無分配型受益証券 (豪ドル建)	4,008,272	329,620	455,154	3,882,738
クラスA無分配型受益証券 (日本円建)	25,907,431	1,057,038	8,634,853	18,329,616

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(3) 投資有価証券明細表等

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

投資明細表

2025年1月31日現在

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
集団投資スキーム～			
	ルクセンブルグ		
2,749,959	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	300,790,476	81.69
3,096,813	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	54,990,680	14.93
1,598,302	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	15,183,535	4.12
		370,964,691	100.74
集団投資スキーム合計		370,964,691	100.74
有価証券ポートフォリオ一時価		370,964,691	100.74
その他の純負債		(2,739,237)	(0.74)
純資産合計 (米ドル)		368,225,454	100.00

～ 関連当事者のファンドに対する投資である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンドのクラスXに投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ（グローバル・アロケーション・ファンドのクラスX無分配型投資証券、豪ドル建クラスX無分配型投資証券（ヘッジ有）及び日本円建クラスX無分配型投資証券（ヘッジ有）を含む。）の年次報告書及び財務諸表（監査済）並びに半期報告書及び財務諸表（無監査）の写しは、www.blackrockinternational.comにて、又は要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、ユージェヌ・リュペール通り2-4番に所在している。

セクター別内訳

2025年1月31日現在

	純資産比率 (%)
集団投資スキーム	100.74
有価証券ポートフォリオ一時価	100.74
その他の純負債	(0.74)
	100.00

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2025年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（*fonds commun de placement*）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパートⅡに基づいて設定されている。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（改正後）（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「AIFM」という。）をオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。AIFMは、当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行う。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

2025年1月31日現在、当ファンドは、4つのポートフォリオの受益証券を販売している。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド（以下それぞれを「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）である。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の投資に投資を行っている。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、48ページ（訳者注：原文のページ）に詳述の通り、受益証券クラスに細分化されている。

各受益証券クラスは全ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述している。

当年度中の重要な事象

- ・ 2024年2月2日付で、ジェフリー・ラドクリフが管理会社の取締役を退任している。
- ・ 2024年2月27日付で、ベンジャミン・グREGソンが管理会社の取締役役に任命されている。
- ・ 2024年10月1日付で、スコット・マシューズが管理会社の取締役役に任命されている。
- ・ 2024年10月1日付で、タレク・マフムードが管理会社の取締役を退任している。
- ・ 2024年12月20日付で、スコット・マシューズが管理会社の取締役を退任している。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、ポートフォリオは、AIFMが承認した価格決定機関により提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローン进行评估する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の手續及び評価方法は、AIFMの全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。AIFMは、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債券を除き、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「4 PM CET」、又は各場合において「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価額は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である上場有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、AIFMにより又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ AIFMは、市場相場を容易に入手できない又は独立の市場相場が公正な市場価値を反映していないと判断する場合には、適用法に従い当該資産又は負債の公正な市場価値を算定している。資産又は負債の価格算定にあたり、AIFMは（資産の種類等の要因に応じて）1つ又は複数の公正価値評価手法を使用し得る。例えば、資産の価格を、投資の当初取得原価を基に算定する場合や、独自の又は第三者のモデルを使用する場合もある。このモデルには、直接ポートフォリオ管理の価格算定インプットに基づくモデルや、資産及び／又は負債の評価時にAIFMが考慮する複数の要因の重要性及び一定の仮定を反映したモデルがある。また、AIFMは、資産及び／又は負債（又は関連若しくは同等の資産及び／若しくは負債）について実際に行われた過去の取引価格を評価の基礎として使用する、又は適切な場合には第三者が評価した類似資産及び／又は負債の評価額を使用する場合もある。

2025年1月31日現在の公正価値調整を行った一部の有価証券の公正価値は、下表に開示の通りである。

ポートフォリオ	通貨	公正価値	純資産比率 (%)
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	147,292	0.08

当該有価証券の詳細は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオの投資明細表を参照。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ AIFMは、募集及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、マネー・マーケット・ファンド規制（以下「MMFR」という。）に従い、1米ドル（以下「安定NAV」という。）に安定させる手続を確立している。NAVは小数点以下四捨五入、又は当該金額相当の通貨とする。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価額が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ このポートフォリオは、短期公債CNAV MMFに分類されており、MMFRの規定に準拠している。これに伴い、AIFMは、慎重かつ厳格な流動性管理手続を新たに導入し、当該ポートフォリオに適用されるあらゆる流動性基準への遵守を確保している。
- ・ このポートフォリオの資産の流動性が十分である（合理的に予見可能な買戻に対応可能であり、割引価格での無理な現金化は行わない）かの判断を行うため、当該ポートフォリオの資産のボラティリティを頻繁にモニターしている。また、AIFMは、以下の方法のうち1つ又は複数を適用し得る。
 - ▶ 買戻に対して流動性手数料を賦課する。流動性手数料には、ポートフォリオが流動性を維持するためのコストを適切に反映させ、当該期間に他の受益者が受益証券の買戻請求を行った場合に、ポートフォリオに残る受益者が不当に不利益を被らないようにする。
 - ▶ 90日の期間のうち停止期間の合計が15日を超える場合、スーパー・マネー・マーケット・ファンドは自動的に短期公債CNAV MMFではなくなり、AIFMはその旨を受益者に通知するものとする。
 - ▶ このポートフォリオの管理会社の取締役会は、上記取決めにに関する方針を決定後、その詳細をポートフォリオの所管官庁に直ちに報告するものとする。
 - ▶ 買戻に関するゲート条項を設定する。これにより、最大15日間、1営業日における受益証券の買戻額を当該ポートフォリオの受益証券の最大10%までに制限する。
 - ▶ 最大15日間の買戻停止
 - ▶ MMFR第24項(2)に定められた義務を履行する以外の緊急措置を講じない。
- ・ このポートフォリオは、シャドウNAV（このポートフォリオに組み入れられている有価証券及びマネー・マーケット商品の時価に基づく評価額）を算定している。MMFRの規定に従い、1口当たり安定NAVと時価により算定した1口当たりNAVとの差額をモニターするとともに、MMFのウェブサイト（<https://www.blackrock.com/cash/en-lm/client-reporting>）に毎日公表している。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ レポ契約及びリバース・レポ契約は、取得原価に経過利息を加算して評価される。レポ契約及びリバース・レポ契約に関連する債権債務の残高は、それぞれ純資産計算書の「投資売却未収入金」及び「投資購入未払金」に計上されている。リバース・レポ契約に係る未収利息は、純資産計算書の「未収利息及び未収配当金」に計上されている。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息及び未収配当金、投資売却未収入金並びにファンド受益証券販売未収入金等の資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金、未払利息及び未払分配金等の負債は額面価額で評価される。

(b) 投資実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき算定されている。

(c) 投資からの収益／費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上している。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれている。
- ・ 銀行受取利息は発生主義に基づき認識され、これには、リバース・レポ契約に係る受取利息が含まれている。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉税控除後で表示される。
- ・ リバース・レポ取引に係る収益は、損益計算書の「銀行受取利息」に計上されている。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益／評価損は未実現利益／（損失）に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ取引を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び／又は買建ての場合、信用事象（契約において事前に定められる。）発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドに対して又は当ファンドから支払われる。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の

終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2025年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

為替レートが異なっているのは、ポートフォリオ間で価格決定マトリックス及び評価時点が異なるためである。下表には、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオに関しては2025年1月31日の4 PM CET時点の為替レートを、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マナー・マーケット・ファンドに関しては2025年1月30日の5 PM CET時点の為替レートを表示している。

以下の為替レートは、2025年1月31日現在、全ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資並びにその他の資産及びその他の負債の換算に使用されている。

	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオ	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マナー・マーケット・ファンド
通貨	米ドル	米ドル
豪ドル	0.621750	0.623350
カナダ・ドル	0.688563	0.693938
スイス・フラン	1.098961	1.102232
デンマーク・クローネ	0.138942	0.139799
ユーロ	1.036750	1.043150
英ポンド	1.239500	1.246850
インドネシア・ルピア	0.000061	0.000062
日本円	0.006467	0.006488
シンガポール・ドル	0.737110	0.741400
新台湾ドル	0.030555	0.030555

(f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建てで表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び12ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。2025年1月31日現在、全ポートフォリオが繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

3 管理会社及び投資顧問会社

(a) 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント（日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。）を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会（*Commission de Surveillance du Secteur Financier*）（以下「CSSF」という。）により規制されている。

(b) AIFM

管理会社は、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行うため、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命している。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

AIFMは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

AIFMは、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中から支払いを受ける。

(c) 投資顧問会社

AIFMが全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社
世界株式インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

4 管理報酬及び販売報酬

(a) 管理報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの年率0.33%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。当ファンドのAIFM及び投資顧問会社に対する報酬は、管理会社が負担しており、管理報酬から支払われる。

(b) 販売報酬

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「総販売会社」という。）との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社（3ページから4ページ（訳者注：原文のページ）に開示）等の一定の販売会社と契約上の取決めを締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの年率0.1667%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、四半期ごとに支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF受益証券を除く）。BROLはブラックロック・インクの完全子会社であり、投資顧問会社の関係会社である。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHをルクセンブルグにおける当ファンドの事務管理代行会社に任命している。

7 監査報酬

下表は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテに支払った2025年1月31日終了年度の報酬の内訳である。

	2025年1月31日 ユーロ
監査業務及び監査関連業務（VATを除く）	65,591
非監査業務	—

8 保管報酬

管理会社は、保管会社であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店と保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。AIFM及び当ファンドによるAIFMDへの準拠と同様に、AIFMDに基づく保管会社の役割には、受益証券保有者保護の充実のほか、当ファンド資産の分別管理と当ファンドのすべての金融商品、現金、及びその他の資産の保管責任（以下「分別保管機能」という。）が含まれることになった。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。また分別保管機能の一環として、保管会社は、保管する金融商品の紛失について当ファンドに対して責任を負う。

9 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、AIFM、管理調整会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。

当年度中、通常の業務範囲外又は通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

10 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法に従い年次税（taxe d'abonnement）の対象になっており、暦年の各四半期末現在の各ポートフォリオのNAVに対して年率0.05%が課される（スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。）。

2025年1月31日終了年度では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ポートフォリオが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉税が課される場合がある。

11 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

純収益（未払費用控除後の発生利息収益）が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の午後12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び買い戻された受益証券は当該買戻の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

マネー・マーケット・ポートフォリオ以外

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを決定することができる。

12 信用枠

2025年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠40,000,000米ドルを使用する権利を有していた。2025年1月31日終了年度において使用された信用枠はなかった。

ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはフェデラル・ファンド実効金利又は翌日物銀行調達金利（いずれか高い方）にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

コミットメント費用は、損益計算書の「ローン・コミットメント費用」に開示されている。

13 取引コスト

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、投資ポートフォリオに係るトレーディング活動に関する取引コストを負担する。下表に開示されているのは、2025年1月31日終了年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引コストである。これらには委託費用、決済手数料及びブローカー手数料が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引コスト
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	—
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	306,955
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	—
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	米ドル	—

すべての取引コストが個別に識別可能なわけではない。スワップ、為替予約、先物契約、オプション及びスワップションについては、取引コストが投資の購入及び売却価格に含まれる。これらの取引コストは個別に識別可能ではないが、各ポートフォリオの実績に含まれている。マーケット・インパクト・コストは個別に識別可能ではなく、したがって当該コストも上表には開示されていない。

14 ブローカーに対する債権／債務

全ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ取引の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。

純資産計算書のブローカーに対する債権／債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った／相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

ファンド	通貨	ブローカーに対する 現金債権	ブローカーに対する 現金債務
インカム・ストラテジー・ポート フォリオ	米ドル	537	—

15 後発事象

管理会社取締役会の見解では、財務諸表日後財務諸表承認日までの間に、2025年1月31日終了年度の財務諸表に重要な影響を与える後発事象は発生していない。

16 承認日

当財務諸表は、2025年4月23日に管理会社の取締役会の承認を得ている。

付録 I－受益証券クラス（無監査）

発行済受益証券クラス

2025年1月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

クラス A

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

日本円建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス F¹

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券¹

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当年度に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

発効日	ファンド	種類
2024年11月21日	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル建クラスD分配型受益証券

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

受益者各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番 (35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

法定監査人の監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）及びその各ポートフォリオの財務諸表、すなわち2025年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表及びその他の純資産、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務諸表に対する注記について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、ファンド及びその各ポートフォリオの2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律（以下「2016年7月23日法」という。）及び「金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAにおける私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における法定監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際会計士倫理基準審議会発行の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA Code）及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、ファンドから独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの法定監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表及び私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会の責任は、財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するためにファンドの管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における法定監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む法定監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、法定監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、法定監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

(署名)

ジャン=フィリップ・バシュレ、法定監査人、
パートナー

2025年4月23日

To the Unitholders
BlackRock Global Investment Series
35A, Avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Global Investment Series (the "Fund") and of each of its Portfolios, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 January 2025 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and each of its Portfolios as at 31 January 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the Independent Auditor thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the *Independent Auditor* that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Independent Auditor to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Independent Auditor. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*



Jean-Philippe Bachelet,
Réviseur d'entreprises agréé
Partner

23 April 2025

Société à responsabilité limitée au capital de 360.000 €
RCS Luxembourg B 67.895
Autorisation d'établissement 10022179

© Deloitte Audit, SARL

V. お知らせ

該当事項はありません。